

川崎市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1. 対象となる方

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する、下記のいずれかに該当する方が支給対象です。

- ① 児童手当または特別児童扶養手当を受給している世帯（公務員として所属庁から児童手当を支給されている世帯は除く）で、令和5年度の市民税均等割が非課税の世帯（申請不要）
- ② 児童手当または特別児童扶養手当を受給していない世帯（公務員として所属庁から児童手当を支給されている世帯も含む）で、令和5年度の市民税均等割が非課税の世帯（申請が必要）
- ③ 食費等の物価高騰により家計が急変し、令和5年1月以降の収入が住民税非課税世帯相当の収入（※2）となっている世帯の方（申請が必要）

※児童手当を受給していても所得の状況が不明な方（税未申告の方）は非課税の申告を市税事務所等で、行ったうえで、給付金の申請が必要となります。

児童手当を受給している方で、令和5年1月2日以降に国外から転入されてきた方は申請が必要となります。（ただし申請できるのは、令和4年中の国外での収入が市民税均等割非課税世帯相当の方に限ります。）

※2 非課税世帯相当の収入額についてはホームページを御確認ください。

川崎市子育て世帯生活支援特別給付金

昨年度（令和4年度）子育て世帯生活支援特別給付金の対象となった方には、この給付金については既に支給済みです。

2. 給付金の額

対象児童1人当たり一律 **5万円**

児童1人の場合	5万円
2人の場合	10万円
3人の場合	15万円

3. 給付金を受け取るための手続

申請が必要な方は、申請書等をホームページでダウンロードしていただくか、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。（申請期限：令和6年2月29日必着）

お問い合わせ先

川崎市子育て世帯給付金センター
050-8888-7813
（受付時間：平日9:30～18:00）

川崎市ホームページ

川崎市子育て世帯生活支援特別給付金

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150344.html>

